

御存じですか？

～運転適性相談窓口のご案内～

下記の病気により、自動車等の運転に支障がある方は、症状等によっては、運転免許が取得できなかったり、取消されたりする場合があります。警察では、病気にかかっていること等により自動車等の運転に不安がある方のための相談窓口を設けております。

- ・ 認知症
- ・ 統合失調症
- ・ てんかん
- ・ 再発性の失神
- ・ 無自覚性の低血糖症
- ・ そううつ病
- ・ 重度の眠気症状を呈する睡眠障害
- ・ その他運転に支障のあるもの

運転免許の取得及び運転免許証の更新の手続を適正に実施するため、運転免許申請書又は運転免許証更新申請書における「病気の症状等の申告欄」には、正確に記載してください。

警察では、運転適性相談、病気の症状等の申告欄等に関するプライバシーを、厳格に保護します。

- 宮城県運転免許センター(022-373-3601)
- 古川運転免許センター(0229-22-8011)
- 石巻運転免許センター(0225-83-6211)
- 仙南運転免許センター(0224-53-0111)

病気の症状等申告欄については、記載要領に従い、
あなたの現在の病気の症状等について、
正確に記載してください。

病 気 の 症 状 等 申 告 欄	
※ 記載要領	
◎ 次の1～8の該当する箇所の□に✓印を付けてください。	
◎ 項目8については、該当者は相談を終了した月日及び相談終了番号を記載してください。	
1 病気を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある方	<input checked="" type="checkbox"/>
2 1に該当する方で、これまでの免許の申請時又は免許証の更新の申請時に申告していない意識消失の経験がある方	<input checked="" type="checkbox"/>
3 病気を原因として発作的に身体の全部又は一部のけいれん又は麻痺を起こしたことがある方	<input type="checkbox"/>
4 3に該当する方で、これまでの免許の申請時又は免許証の更新の申請時に申告していないけいれん又は麻痺の経験がある方	<input type="checkbox"/>
5 十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまうことが週3回以上ある方	<input type="checkbox"/>
6 病気を理由として、医師から、免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている方	<input type="checkbox"/>
7 1～6のどれにも該当しない方	<input type="checkbox"/>
8 1～6のどれかに該当する方で、申請前に運転適性相談を終了している方 (月 日 番)	<input type="checkbox"/>
(備考)	

例えば、警察に申告していない意識消失の経験がある方はこのように記載することになります。

運転適性相談窓口があります

車の運転

大丈夫ですか？

一定の病気などにより、運転に支障がある方

運転適性相談

◇次の病気により、自動車等の運転に支障がある方は、症状等によっては、運転免許が取得できなかったり、取り消されたりする場合があります。

- ・認知症
- ・統合失調症
- ・てんかん
- ・再発性の失神
- ・無自覚性の低血糖症
- ・そううつ病
- ・重度の眠気症状を呈する睡眠障害

事故を起こす、起こされる前に、まずはご相談を



運転適性相談窓口

プライバシーは、厳格に保護します!!

- 宮城県運転免許センター(022-373-3601)
- 古川運転免許センター(0229-22-8011)
- 石巻運転免許センター(0225-83-6211)
- 仙南運転免許センター(0224-53-0111)

詳しくは警察署交通課におたずね下さい。

宮城県警察運転免許課

